

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅の入居の承継の承認
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第19条第8項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市営住宅条例第19条第8項 栃木市営住宅条例施行規則第16条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例抜粋 (入居者の保管義務等)</p> <p>第19条</p> <p>8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、別に定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き、当該市営住宅に居住することができる。この場合において、当該承認を受けた者は、市長の指定する日から当該市営住宅の入居者となるものとする。</p> <p>栃木市営住宅条例施行規則抜粋 (入居の承継)</p> <p>第16条 入居者は、条例第19条第8項の承認を受けようとするときは、市営住宅承継入居承認申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第19条第8項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。)</p> <p>(2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認後における収入が条例第2条第7号に規定する金額を超える場合</p> <p>(3) 当該入居者が条例第29条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であった場合</p> <p>(4) 当該承認を受けようとする者又は当該承認を受けようとする者と同居している者</p>	

が暴力団員である場合

- 3 前条第3項の規定は、条例第19条第8項の承認について準用する。